

平成 29 年 4 月 19 日

一般社団法人 日本内科学会
理事長 門脇 孝 殿

妊産褥婦の死亡診断書の記入についての貴学会員への周知のお願い

公益社団法人 日本産科婦人科学会
理事長 藤井知行
周産期委員会委員長 竹田 省



妊産婦死亡ならびに後発妊産婦死亡は、妊娠中ならびに出産（生産、死産）後 1 年未満の死亡を含みます。しかしこのことは産科医以外の医師には一般に知られていません。そのためか海外諸国に比較し後発妊産婦死亡が極めて少なくなっています。

また、本年 1 月 1 日より死亡診断が ICD-10 (2013 年版) に基づくこととなり、これまでは妊産婦死亡に含まれていなかった妊娠に関連した精神疾患等（産褥うつ等）による自殺は産科的死亡としてカウントされるようになりました。今回このことに言及した死亡診断書記入マニュアル平成 29 年版（添付）が発行されました。

患者の死亡に際して死亡診断（死体検案）書を作成することがある貴学会員に対して、以下のことを周知頂きたく宜しくお願い申し上げます。

1. 女性の死亡を検案する際には、妊娠していたか 1 年以内に出産したことがないかを遺族等に確認し、該当する場合には添付した死亡診断書記入マニュアルに従い記入すること。
2. 特に、自殺を検案する場合には、妊娠していたか 1 年以内に出産したことがないかを遺族等に確認し、該当する場合には産科的原因かそうでない場合において添付した死亡診断書記入マニュアルに従い記入すること。

以上



公益社団法人 日本産科婦人科学会

〒104-0031 東京都中央区京橋3丁目6番18号 東京建物京橋ビル4階
TEL : 03-5524-6900 FAX : 03-5524-6911 E-mail : nissanfu@jsog.or.jp

<添付資料>

平成29年度版

Manual to fill in a death certificate

死亡診断書

(死体検案書)

記入マニュアル

付録 出生証明書及び死産証書(死胎検案書)記入マニュアル



厚生労働省

医 政 局
政策統括官(統計・情報政策担当)

- ⑥ 妊婦又は出産後1年未満の産婦が死亡した場合は、産科的原因によるか否かにかかわらず、妊娠又は分娩の事実（妊娠満週数、産後満日数）を記入します。

なお、妊娠又は分娩の事実については、以下の記入方法に従い、産科的原因（死亡の原因が妊娠出産に関連した精神疾患等による自殺の場合も含まれます。）である場合はI欄に、産科的原因でない場合はII欄に記入します。

(注1) 妊娠満〇〇週で出産し、その後産後満△日で死亡した場合は「妊娠満〇〇週、産後満△日」と記入してください。

(注2) 産後満△日を計算するにあたっては、出産当日はゼロ日とします。

死亡の時期	記入方法
分娩前（陣痛開始前）の死亡	妊娠満〇〇週
分娩中（陣痛開始から胎児及び胎盤等が娩出し終わるまで）の死亡	妊娠満〇〇週の分娩中
出産後1年未満の死亡	妊娠満〇〇週、産後満△日

(産科的原因の例)

I 欄	(ア)	飛び降り
	(イ)	産褥うつ病
	(ウ)	妊娠満〇〇週、産後満△日
	(エ)	
II 欄		
死因の種類		2 自殺
付言欄		産後2週頃よりうつ症状有り。抗うつ薬による治療を受けていた。

(産科的原因ではない例)

I 欄	(ア)	縊死
	(イ)	
	(ウ)	
	(エ)	
II 欄		妊娠満〇〇週、産後満△日
死因の種類		2 自殺
付言欄		産後、個人経営の会社が倒産し、経済的な問題を理由に自殺したと考える。

- ※ 出産後1年以上経過後に産科的原因による後遺症で母体死亡した場合は、I欄に「産後〇〇年〇か月」と記入します。

産科的原因とは

- ① 妊娠時（妊娠、分娩及び産じょく）の産科的合併症、関与、義務の怠慢又は不適切な処置から生じたもの
- ② 妊娠前から存在した疾患又は妊娠中に発症した疾患が、妊娠の生理的作用によって悪化したもの

(参考)

産科的原因による妊婦又は出産後1年未満の産婦の死亡のうち、妊娠中又は妊娠終了後満42日未満を「妊産婦死亡」、妊娠終了後満42日以後1年未満を「後発妊産婦死亡」といいます。

- ⑦ 前記⑤⑥を除き、傷病名ではない「寝たきり」や「交通事故」「転倒」等の記入は避けるようにします。